

☆沖縄県民投票の結果に思う

辺野古沖埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票

◆二〇一九年二月二十四日、国が沖縄県名護市辺野古に建設している新基地の埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票が行われました。結果は反対が約四万四千票（有効投票数の約七十二％）を占め、賛成の約一万五千票、（同約一九％）「どちらでもない」約五万二千票（約八％）を圧倒しました。

県民投票条例で、投票資格者総数の四分の一を超える票を知事は尊重する義務があります。そのことによつて、かねてから辺野古沖埋め立て反対を掲げる玉城デニー知事は国と対話をして行くことになりました。

結果を受けて安倍晋三首相は「真摯に受け止める」としながら、「基地負担の軽減に全力を尽くす」「普天間飛行場の危険性除去は先送りできない」として、辺野古沖埋め立てを強行する姿勢を変えることはありません。県民投票の翌日から、何事も無かったかのように、辺野古沖にダンプカーが土砂を投入し続けています。安倍首相の言う「真摯」とは何のことか？と首をかしげてしまいます。

憲法の掲げる民主主義を重んじる

◆この県民投票に法的拘束力はありません。しかし、だからと言って、明らかにされた民意を国が無視することもあってはならないことです。それは憲法が掲げる民主主義に大きく反し、それを軽んじる行為です。

憲法は権力を制限し、国民の人権を保障し、国民の幸福追求を促進するためにあるものです。ですから、あらゆる面で憲法を無視した、この辺野古沖埋め立てを強行する国の姿勢に、疑問を持たざるを得ません。今この時、私たちは「憲法を守る」「憲法を国に守らせる」という姿勢を貫かなければなりません。

憲法第九七条「自由獲得の努力」を、なお続ける

◆憲法は第九七条で「基本的人権」について言います。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。憲法の語る「基本的人権」としての民主主義は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」によることです。今回の県民投票の結果と、それを無視する国の対応は、世界の人類史において、ある意味で繰り返されてきた事でもありません。人類史の多くにおいて、国民の権利は権力者によつて「無視」され続けて来ました。しかしそれで人類は「自由獲得」を諦めたかと言うと、そうではありません。なお「努力」をし続けました。その「成果」として、憲法の掲げる基本的人権、民主主義はある。そう憲法自身が語るのです。安倍政権は、埋め立て強行で国民の「諦め」をもくろんでいます。「国民が何を言つても無駄」と思わせたがつています。しかしだからこそ私たちは憲法によつて、なお「努力」を続けたい。憲法は自らの内に、権力者の横暴と戦い続け、そしてそれに勝利した、人類史を受け継いでいるのです。沖縄において、今、その人類史の出来事が起こっています。だからこそ私たちは、憲法によつて、諦めることなく、基本的人権、民主主義という、「自由獲得」に向けての「努力」を、なお続けて行く者でありたいと願います。

二〇一八年三月一〇日（日）護憲平和行進（通算六二五回目）

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法 第一三二条
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第九七条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。